日本書紀傳 十二巻 坤

和書
一〇五二二號

二十八

内閣文庫		
番號	和 10522	
冊數	156 (37)	
函號	特 85	1

内一六六八四號

国立公文書館 National Archives of Japan

内閣文庫 圖書局文庫 教部省文庫印

無くして唯擲蓋を鳴し岐神を迎奉り備其に來經る
人の云語を神の御教と正定に聞定めたりし者なるを
有ぬ可き然れば右の夕占はしも岐神に卜問奉る事
なるが其本着く所は卜部の其祭祀を主り仕奉るに
起れりける者なるも有ける然れども皆其神の由縁
に因れる事耳にて中に
に後世人の思寄よしき事共なれば其淺々しく見ゆる
所に深き味の有ぬ可き筈なり踈忽に思侮り奉る事
勿れ○所謂八雷者云々は上に有八色雷公と云ふ古傳
の有を此に兼て其を斯々（カクカク）と記者の註せる所なるが
故に所謂と云るにて第六の一書に所謂泉津平坂者云
々なども有に同じ記傳六（三十六丁）に所謂は伊波由流と訓

内 一二六八三號

べし古言にて所言と云事なり流〻を由流と云ハ古
言の格なり借所言〻ハ上に云る事を指て云り又上
文にハ言ざれども世に言習へるを指て云事も有り」
と有が如く世に其聞え高き事を此方にて釋く時に
用る詞なり 謂字を字書共に註せるに事有可称曰有謂失事宜不可名言謂之謂又も又称其言
亦曰謂此之謂其斯之謂也と云ひ朱熹が語類に謂之名之也之謂直爲也と有る字音をも辨ふ可し名義抄
に所謂を伊波由流と訓ミ又謂字の訓の中に物賀多理とも能夫とも有る能夫ハ演なり 古事記
に此事を燭一火入見之時宇士多加禮斗呂〻岐弖於
頭者大雷居於胸者火雷居於腹黒雷居於陰者拆雷居
於左手者若雷居於右手者土雷居於左足者鳴雷居於

右足者伏雷居幷八雷神成居と有て此と同じ趣なれ
ども伊邪那美命の御骸の傍に然る神等の成居たる
状に云るハ固より僻事なり然れバ御紀の傳〻に其
事の無きにハ如ざる者なり此に所謂云〻と見えた
るハ其傳共に八雷神の名無きしが故に佗より掇ひて
書加へられたる事灼然ければ御紀の傳を以て正し
とハ云るなり古史徴に八色雷公の名共も甚〻信難し
其ハ八色とハ有れども多くの雷と云事なるらむを八
色の名悉有も亦信難し此ハ決めて神代よりの傳な
しぞ稍後に古傳を心得誤れる世と成て押當に古書

に見えたる雷神の名を種々に拾集めて語れる傳なる
可し其は古事記には宇士多加禮斗呂ゝ岐弖於頭者
云々并八雷神成居と有れども神代紀には所謂八雷
者云々と有る所謂の字を熟思ふ可し若くは神代紀
に本は八色雷公の名を記されざりしを所謂以下は
後人の攙入なるらむも知べからず偖古事記は其所謂
と語傳へけむ説を即本文に結たる物とこそ所思ゆ
れ若て其大雷は大雷神の名を採り火雷は火神の亦
名を採り若雷は賀茂大神の名を採り鳴雷は主水司
坐神の名を採り山雷は大山津見神の亦名を採れるなる

なる可し其黒雷土雷伏雷野雷なども云ふは凡て其覺
束無き雷名になむ中にも於陰者拆雷居と云るなど
は古人の滑稽(タハフレ)に云る事の傳なる可く思ゆ師説に凡
て雷に此に見えたる如く伊邪那美大神の大御身に
成て豫母都國より起る者なりと云れしは實の雷神
に火神の御骸に成坐て甚じき有功神に坐す事を思
漏されたるなり有けると云れたるなるも甚く委しき
説には有ける　但此の所謂八雷者云々を後人の攙入
ならむとゝ云れしは然る可からず此傳
も元は唯八色雷公と耳有て其名共は無りしを其に
ても心落の為ざるが故に其上文に照し應せて紀者
の書加へられたる文
なる事上に云る如し偖其八雷神と云るは泉津醜女

八人と見えたる其と同じき事上に説るが如し然れバ古事記に宇士多加禮斗呂に岐豆と有も其鬼の狀（身の有し）なるを伊邪那美命の御事に混へたりし者なり其が名を醜女と云ひ其國の事を此第六之一書に不須也凶目汚穢國と云るよしハ其國の鬼の醜めりし事今云限に非るなり若て幷八雷神成居と有ハ生居の義にハ非ず鳴居にて其ハ同記白檮原宮段に生尾土雲八十建在其室待伊那流と見えたる伊那流を記傳に宇那流なりと説れたり其宇那流ハ氣鳴にて正しく言語ふが如く聲音の清亮ならずして唯口氣の鳴るが如く聞ゆるを以云言なり此事已に傳十百七十丁に説たりき然れバ右の八色雷公などハ其醜女の猛く嚴きに依て雷とハ云るにこそ有けれ固より泉中の鬼にし有けれバ天原踏轟りして鳴給ふ雷神などにハ全に殊異なる者なりかし 宇那流ハ俗に宇那理聲と云る是なり和漢古今の書共に嘹と有を字書に病呼聲と注し又呻吟とも嗅咻とも通嗅とも書るを呼痛而呻吟爲通嗅さ云ひ韻會に呻嗅とも呻咽とも見えたる是なり字鏡集に呻をも吟をも喑をも欲をも迩與夫と訓るハ似呼にて其嘹の呼ぶ聲に似たるを以て云称なり○在首曰大雷居と有る是なり然れども大雷神ハしも第七之一書に斬輌遇突智爲三段其一段是爲雷神と見えたる其雷神

○漢書顔師古注尖（小大）原人

に大字を冠て称奉れる御名にして甚切可畏(カシコ)然る泉中の鬼の類にハ非ず甚ゝ尊き大神に坐事傳十一十七丁に云るが如し偖其雷神にも數多の支族神御在し坐て多在る中に右の雷神ハ其首領(ミカミ)に渡らせ給へバ其由の傳も古に在つらむを取掠めて在首曰大雷とハ云成したる者と見えたり文徳天皇實録に齋衡元年夏四月乙卯朔丙辰授河内國大雷火明(オホイカツチホノアカリノ)神従五位下と有て大雷と申すハ雷神の謂なり火明ハ電光(イナビカリ)の事なればバ此ハ云迫も非ず天鳴雷神に渡らせ給へるを思ふ可し又神名式に和泉國大鳥郡火電(イナビカリノ)神社有る其を

一本に作天電(大)と有を古史徴に引れたるにハ大雷と有なれども證とゝ爲に足れり又山城國乙訓郡火雷神社を今本に大雷に作れども其ハ記傳にも續紀以下の史に依るに火雷の寫誤なり」と云れたる如くなれバ其にしも非ず○在胸曰火雷ハ古事記にも於胸者火雷居と有り然れども火雷神と申すハ次に云如く火産霊神の亦名にし有けれバ此も僻傳にして彼醜めき鬼共の名にハ非るなり思ふに胸を焼く又胸の炎(ホムラ)など云事の有る其より混れて斯る説の起れるより火雷神の成坐る事を胸に係たるなる可し万葉十二二十一丁に吾妹兒尓戀爲便名雁胸乎熱云ゝ古今集物名に胸走火に心焼け居り」と

云ひ今も腹立つ事を俗に炎を燃すると云る是なり又万葉一に海處女等之燒鹽乃念曽所燒吾下情五に見乍阿礼婆心波母廷奴農可尓可久尓思和豆良比祢能尾志奈可由なと云る類即胸を焼き胸を燃す事なり火雷ハ下なる穂雷命神社の下に引る三代實録に保沼雷神と二所に假字書せりに依て然訓べし然るハ此神ハしも火産靈神の亦名なれバ火主雷神の義にて常に火を富と轉し云とハ別なる者なり備火産靈神火雷神同神に御在し坐す御事を顯ハし申さむに神名式に宮中神世六座の中に大膳職坐神三座並小御食津神社火雷神社高倍神社と見えたるを大膳職式に比挍るに御膳神八座醬

院高部神一座竈神四座窨神四座菓餠所火雷神一座と見えたり此申に火雷神を三代實録に貞觀元年正月廿七日甲申奉授大膳職従五位下齋火武主比神従五位上と有て此より外に當べき神無きを以知べし但同時の神階の事を大膳職従四位上御食津神従三位従五位下大八島竈神八前従五位上と見え同三月廿日丙子授大膳職醬院無位高部神従五位下と有り此を式に合せ考るに其御膳神八座ハ此なる従三位御食津神なり竈神四座窨神四座を合せて従五位上大八島竈神なり醬院高部神此なも有て残る所ハ彼火雷神と此に齋火武主比命にして相共に彼よりも此よりも動かす可らざる者なり事の意を考へても見よかし大膳職ハ職員令に掌諸國調雜物及造廣膳羞醢菹醬豉未醬肴菓雜餠食料率膳部以

供其事と有が如く掛まくも恐き皇御孫尊の大御食
に供奉る職なり火を清くし物を潔めて供奉る可き
所なり（若火雷ハ色雷公のことなるべし）然る禍らしき黄泉神を何為とてか招きて祭
らせ給ひけむ縦ひ火雷ハ霹靂神なりともかくに何の由
有てか恒久に齋らせ給ひけむ甚に謂無き事なるに非
ずや抑大膳職に右の神等を祭らせ給ふ起ハ高橋氏
文に景行天皇東國に幸行し時磐鹿六雁命其大御食
に仕奉りし所に是時上総國安房大神乎御食都神
止坐奉天若湯坐連等始祖意富賣布連之子豊日連乎
令火鑽天此乎忌火止為天伊波比由麻閇天供御食并

大八洲尓像天八乎止古八乎止咩定天神齋大嘗等供
奉始支と有て其細書に但之安房大神為御食津神者
今大膳職祭神也今鑽忌火大伴造者物部豊日連之後
也と見えたる是始にて其忌火の事に就て火雷神ハ
しも齋られさせ御在し坐初たる事を知べし又其齋
火武主比神と申奉る其言の意をも明らむ可き者な
り其ハ神武天皇御紀に今以高皇産靈尊朕親作顯齋
用汝為齋主授以嚴媛之号云々火名為嚴香來雷
と有る嚴と忌火の忌と同じきを以て曉る可し又文
德天皇實錄に齊衡二年十二月丙子朔大炊寮大八島
竈神齋火武主比命庭火皇神並授従五位下と見え又
天安元年四月戊辰朔癸酉有勅大炊寮大八島竈神四
膳司忌火庭火神並授従五位下と有る忌火神即齋火
武主比命なる者なり大炊寮内膳司共に如此く火神

祭る事ハ其忌火の爲なり ○神名式に山城國乙訓郡火雷神社名神大月次新嘗と有る此ハ本朝月令に載る秦氏本系帳に建角身命娶丹波國神伊賀古夜比賣生子曰玉依比古曰玉依日賣於石河瀬見小河爲遊時丹塗矢自川上流下乃取挿置床邊遂感孕生男子云こ所謂丹塗矢者乙訓社坐火雷命在と見えたる其ハにて古事記に大山咋神亦名者山末之大主神此神者云こ用鳴鏑神者也と見えて其丹塗矢此の鳴鏑なるが其ハ火雷神の御霊の添りせる鳴鏑を其大山咋神の射放たせ給ひけるを玉依日賣の拾ひて床邊に置たりつるが男に化て娶ハせさせ給ひて男子を生坐るなり年中行事秘抄に舊記曰御祖多こ須玉依媛命始遊川上時有美箭流來依身即取之挿床下夜化美男相副既知任身遂生男子不知其父於是爲知其父乃造宇氣比酒令子持坏酒供父此子持酒盃振上於天雲而云吾天神御子乃上天也云こ因之山本坐天神御子稱別雷神と有を以知べし

此文色葉字類抄にハ本朝文集曰と出たり今ハ合せて其宜しきに從へるなり古事記白檮原宮段なる丹塗矢の故事ハ却りて此を誤れる者なり其由寶鈔出現章第六ノ一書に委しく論ひ定む可ければ此にハ註さず

其御子の御言に吾天神御子と宣へるハ其ハ火雷神ハしも御父伊弉諾大神に斬られさせ給へりしかど

も其御骸ハ天ニ上りて天香山と成り其血ハしも天
安河の五百箇磐石とも成れとが其御靈も共ニ高
天原ニ神留坐るが故ニ其を天神で宣ひて其御子な
る由なり乃上天也ハ秦氏本系帳ニ此兒不指衆人仰
觀行指戸上之矢即爲雷公折破屋棟升上而去と有が
如く火神の御子ニ坐故ニ御勢猛く御在し坐て天雲
を蹈蹟して雷公の如く轟りし上給へるを云なり山
本坐天神御子とハ神名式ニ愛宕郡片山御子神社大月
次相嘗新嘗と有る是ニて古記ニ片岡神と申せり然れバ
其片岡即山本ニて御子即天神御子なり然るを称別
雷神と云るハ非ぬ僻事なる者なり其ハ下なる稚雷
の傳ニ就て云べし然れバ其片山御子神の御父ハ火
雷神ニ坐し御母ハ玉依日賣命ニして同郡三井神社
名神大月次新嘗ニ御在し坐す神なり山城風土記ニ蓼倉里
三身社称三身者賀茂
建角身命也丹波伊可古夜日女也玉依日女也三柱神
身坐故号三身社今謂云三井社と有る是なり然れバ
本系帳ニ故鴨上社号別雷神鴨下社号御祖神也と有
ハ似たる事なれど甚く異なる者なり其ハ上社別雷
神と事代主命ニ御在せる事元暦奏上記ニ見えて甚
慥なる事なり下社を御祖神社と申すハ事代主命の
御祖ニて同じく玉依姫命と申奉れども大己貴神と
並坐て宗像三女神の御事なれバ火雷神ニ娶れ奉り
て片山御子神の御祖と成給へる玉依日賣とハ固よ
り同じからざるを混ニ爲る者なり此事予已ニ神壽
詞講義ニ委しく明しつたりを伴信友が瀬見小河ニ
云りし趣ハ上田白樹が遺稿を取て編る物なるが甚

ゝ紈維所謂丹塗矢者乙訓社坐大雷命在とハ其鳴鏑
くなむ所在を明せる文にて甚愛たし然るを本云帳の一
説に戸上矢者松尾大明神是也と有ハ如何其ハ古事
記にも大山咋神者云々坐葛野之松尾用鳴鏑神者也
ところハ見えたれ其矢ハしも火雷神の化給(ナリタマ)へりし
丹塗矢なるを若松尾に鎮坐とせバ其美男に化て女
女に娶給へるハ大山咋神の事と成なり何を以てか
其御子をしも天神御子とハ申さむ然れバ戸字の上
に放字の脱たるなどにて放戸上矢者と有けるなら
む歟如何にも有れ其片山御子神の御父ハ火雷神に

御在る事違ひ有まじき者になむ有ける但片山ハ其
御子の鎮坐る地名にて神名にハ非るなり神名式に
備前國邑久郡片山日子神社ハ同神にや其ハ赤坂郡津高郡兒嶋
郡等に鴨神社有る思合す可し備其片岡神の御事ハ
文徳天皇實録に齋衡三年五月戊辰山城國片山神列
於官社兼預相嘗祀三代實録に貞觀元年正月廿七日
甲申奉授山城國從五位下片山神從五位上左經記に
寛仁元年十二月片山等神被叙一階と見え或古記に
寛仁元年十二月授片岡神等正二位片山者片岡也明
矣と有と云り此社を吉懐記に大巳貴命也と云ひ又
賀茂縣主祖建玉依彦命也など云るハ悉く云に足ず
文武天皇御紀に大寶二年秋七月己巳(癸酉)在山城國乙訓
郡火雷神毎旱祈雨頻有徵驗宜入大幣及月次幣例と
見えたる實に火雷神ハしも大雷神大山祇神高龗神

国立公文書館
National Archives of Japan

等の元神に御在坐して又埴山姫神と御合坐て稚産靈神を令生給へれバ豊受大神の御祖にて渡らせ給へれバ實に所謂有る事なり光仁天皇御紀に寶亀五年正月辛丑朔乙丑山背國言去年十二月於管内乙訓郡乙訓社狼及鹿多野狐一百許毎夜鳴七日而止六月壬申奉幣於山背國乙訓郡乙訓社以犲狼之恠也と見えたり此にハ乙訓社と申せり桓武天皇御紀に延暦三年十一月丁巳遣兵部大輔從五位上大中臣朝臣諸魚叙松尾乙訓二神從五位下以遷都也と有ハ其以前に甲子天皇移幸長岡宮と有る其事に縁てなり其五月丙戌に

勅遣云々於山背國乙訓郡長岡村之地爲遷都也と有れバ其皇京に近く御在し坐て甚止事無き御社なる故に右の如く會釋ひ奉らせ給へるなり大秦廣隆寺縁起に山城國乙訓郡有一字社殿号乙訓社今向日明神也と有れバ其をも乙訓社と中頃云ひし者なり然れども此らハ其にハ非る事次に引る中右記の文に照して心得べし文徳天皇實録に嘉祥三年七月丙子朔丙戌進山城國火雷神階從五位上と有ハ以前の寶亀の度に從五位下に叙られ給へるに一階を進給へるなり清和天皇實録にハ貞觀元年正月廿七日甲申奉授山城國正五位下乙訓火雷神從四位下と有れバ此正五位迄其間にも進奉給へるが漏たるなる可し中右記に大治二年二月神祇官失火登高倉消火者山城國乙

△備此火雷神社ハ今向神社ニ合せ祭ると云り然しバら廣隆寺縁起ニ向日明神をも乙訓社と申しくりけれ

訓社祝部眞茂可令給禄と有ハ唯火を消たるのミハ有
べからず火雷神ハ火神ニ渡らせ給へバ其ハ仕奉る神
ニ祈申して鎮め申せりし者なる可し此ニ至りて右の乙訓社ハ此
火雷神社なる事愈以て知らるゝなり和名抄郷名ニ
ハ無れども然る地名有しと聞えて諸陵式ニ高畠陵
を在乙訓と云ひ又乙訓寺と云るも有を以見るニ其
邊の大名の如くなりしニこそ或書ニ當社を井内村
ニ今二社有り一を乙訓神と申し一を春日祠と申せる
是なるらむと云れども其とも定め難し又一説ニ樋爪
村なりとも云り火と樋と言の同しき故ニ推當ニ云るなり○又同式ニ大和國廣瀬
郡穗雷命神社清和天皇實錄ニ貞觀七年冬十月
授大和國正六位上武雷神保沼雷神並從五位下同九
年八月　授大和國從五位下武雷神保沼雷神並從

五位上と有る是なり其武雷神も共ニ並給ふ状なれ
ども官よりハ一座ニて祀給へるなる可し此社保田村川合村
の東ニ在て今城下郡ニ属りと云り當郡廣瀬坐和加
宇加賣命神社名神大月次新嘗の御田縁ニ依て祭れるニハ非じ
同郡忍海郡葛木坐火雷神社二座並名神大月次相嘗新嘗
清和天皇實錄ニ貞觀元年正月廿七日甲申奉授大和
國正三位葛木大雷神從二位と有る是なり此社今笛
吹村笛吹明神の傍ニ立せ給へれバ一座ハ笛吹神な
る可し其ハ臨時祭式ニ九年中御卜料婆波加木仰大
和國有封社令採進之と有を此を宮主秘事口傳抄御
体御卜條ニ次官掌進波々賀木此木官掌自大和国笛

吹社請取也と見えたり亀卜祭文に採天香山之布毛
里木造出火燧撻天香火吹着天母香木取天香山之無節
竹折立卜串問之と見えたる天香火ハ古事記なる火
神の亦名に火之迦具土神と有に同じければ其笛吹
神の波々加木の事に就て祭られ給へるなるらむ又ハ火雷
神にしも鹿卜に在れ亀卜に在れ其兆を彫て指火を
為る其火を天香火と鑽改めて其行ふ所由に依て祭
られ給へるならむかし神階の殊に進ませ御在し坐
するなどに心を着て考ふ可き事になむ有ける 然るハ和漢三
才図會に笛吹社ハ建多乎利命を祀れる由記せるに
姓氏録河内国神別に笛吹連火明命之後也と有て其

ム有り

左京神別に湯母竹田連火明命五世之孫建刀米命之
男武田折命云々と見えたれバ其祖宗共に著明きを
天孫本記にも火明命六世孫に建多乎利命笛連若犬
甘連等祖と有れバ其世数合り其建多乎利命ハ竹手
折命にて太兆の兆竹の事に依れるにハ非じか右に
引る亀卜祭文に取天香山之無節竹折立卜串問之と
有に思合す可し但御卜の事ハ其氏の預る事に非れ
バ其析の波々加木兆竹を進る耳を職と為りしにこ
ろ宇智郡火雷神社ハ清和天皇実録に貞観元年夏四
月十日乙未授大和国正四位上火雷神従三位陽成天
皇元慶三年六月八日丁卯授従三位火雷神正三位と
有ハ信に其神階なるが如し然れども其貞観なるに
ハ法花寺従三位薦枕高御産栖日神正三位と有て次
に此火雷神を載せ終に従四位下法花寺坐神従四位

上ど三神並ばせ給ひ後の元慶の度にハ先に法華寺
正三位薦枕高御産栖神従二位と有て其次に並出て
二度ながらに如此くなるハ神名式にハ添上郡宇奈
太理坐高御魂神社大月次相嘗新嘗と有て一座の趣なれど
右の貞観の度を以て推に火雷神法花寺坐神共に合
せて三座なるにて宇智郡火雷神社とハ別なる者に
なむ有ける 其宇智郡なるハ大和志に在火打野村云るし忌火を鑽るなどの由縁にハ非るが
同郡宮前霹靂神社ハ雷神に坐し丹生川神社ハ靇神に坐べければ共に此火雷神に属たる神なるを考ふ可ト
又神名式に上野國那波郡火雷神社本國神名帳鎮
守十二座の中に従一位火雷大明神と出たる是なり

同帳に邑樂郡従四位上火雷明神群馬西郡火雷若御
子明神なども有り同國甘樂郡貫前神社名神大ハ一宮
記に經津主命と見えたれば其御祖の由を以て祭ら
れ給へりなどにや 又同帳に勢多郡従三位於神明神佐位郡従四位上於神明神群馬西
郡従五位上於神明神と有ハ靇神と通ゆれバ火雷若
御子神ハ雷神に御在すにや或云火雷神社ハ下宮村
と云に立せ給へり〇在腹日土雷ハ古事記にハ於腹者黒雷居
と云て土雷ハ右手と爲り其も此も後より推當たる
者なれバ何れにても有なむ記傳六十五に引れたる
舒明天皇九年御紀に春二月丙辰朔戊寅大星従東流
西便有音似雷時人日流星之音亦日地雷於是僧旻僧

曰非流星是天狗也其吠聲似雷耳と見えたり此流星
の如き物を地雷と時人の云るハ古来相傳たる説に
て寔に此の土雷に當る可し僧昱が説ハ漢籍の説を
取て云るなり　史記天官書に天狗状如大奔星有聲其
下止地類狗所墮望之如火光炎々衝天
と云ひ春秋元命包に無雷而雷名曰天狗と見え山海
經に天門山有赤犬名曰天狗其光飛天流而為星長数
十丈其疾如風其聲如雷其光如電なども多く有り安政
元年十一月四日東南の国々大なる地震有て山崩れて
川を埋み海頽きて陸を浸し地裂て水涌上り巖破れ
て谷に轉び入り沖榜ぐ船ハ浪に沈み道行く人ハ足
の立所を惑ハせる許なりき予ハ三河国二川驛より
山道に係りて或山中にて其地震に遇たるが稍く新
居驛に行着て人々と共に其夜ハ村落に草を枕と為
なりけるが日々に地震動りて何時竟べくも思え
ざりき其翌日申刻許にや有けむ大なる火球山より
出て海に入たる音地も裂るかと思えしが後に聞く

に西国の方も同じ状にて有しと云り然れバ予が山
より海に入と思ひしハ右の地雷の空を飛奔るにて
ぞ有ける又去年の十月二日の夜江戸邊ハ古にも未
聞ざる大地震にて御府ハ更なり大小名の邸宅堂舎
塔廟一として全からず或ハ頽れ或ハ仆れ石の崩る
ゝ音家の破るゝ聲霹靂なるに物無し予も此十巻なる
擅原の傳書むとて和名抄を引竟て其説を考居たり
りしに二動り三動り許大に振動きけれバ内房の方
へ入たりけるに即家潰れて妻も子も一に其下敷と成
けるに時こそ有けれ近隣悉く焼出て廣き大江戸の内
ハ残無く焼崩れたる其聲百千の雷に異ならず又死
生の境と成て妻をや助けむ子をや救ハむの心騒き
に知ざりけれども後に近き里より出来りて訪ひへ
る者の言を聞くに大なる火球の如き物南海の方よ
り射るが如く飛奔来て或墓場の石垣に突當れりや
否其音雷の如くして忽に火々燃上り其より浅草の方
に行て其後ハ知ずと云るが其通れりと思しき所ハ
殊に地震の振ひも強かりけるにや其災に遇る事甚
しかりき右の二度の飛火ハしも
僧昱が云る天狗にても有むかし　其土雷ハしも雲行

き雨施こさしめて天原を動かせ給ふ大雷神の属神なる
るとは異にて泉津醜女の類を云称にて有べきなり
其は泉國にしも地中に在る域なりければ其國に在
て猛く嚴しき鬼を此顕国より指て地雷とは云るに
て其八色雷公の一を云るならず凡てを云称にて神
武天皇御紀なども土中に住者を其名を指ずして土
蜘蛛と云ると同じ意なる可し若て其土中なる雷の
流星の如くして飛奔る事は祈年御門祭詞に踈夫物留
能自下往者下乎守自上往者上乎守こ有て其上往く
と云る是なり 摂津風土記に宇祢備能可志婆良能宮御宇天皇世偽者と有る註に此人恒居

況中故賊号曰土蛛と見え景行天皇十二年御紀に茲山有大石窟曰鼠石窟有二土蜘蛛住其石窟二云々以山排草襲石室土蜘蛛とも有が如く穴に住こ窟に住む者を土蜘蛛と云るからは地中に栖る鬼をしも土雷とは必云つ可き者なりかし ○在背日雉雷は古事記には於左手者
若雷居と有り何れにしても僻傳なり其は神名式に
山城國愛宕郡賀茂別雷神社亦名若雷名神大月次相嘗新嘗と有て
甚く異なる神に渡らせ給へば然る八色雷公などに
列なへ奉る可き神には固より御在し坐ざる者なり
又別雷と御名には負せさせ給へども鳴雷の義に非
ず此大神の本御名を味耜高彦根神と申奉りて其味
耜を以て土分を分させ給ひ御父大國主大神と共に天

下を經營らせ給へる由の御名なり又傳十〔三百五十四丁〕
に說る如く事代主神と申すは其和魂の御名なれど
も其亦名の如く成て打任せては然申す事も常なり
然れバ出雲大社に緣起に山城國賀茂社〈天明神〉者當社第一
王子阿式大明神是也と見え元曆奏上記に自二神代一所
レ鎭上社事代主命下社大己貴命而已故有二別嚴山之名一
也と有を先心留め置べし工みも己に火雷神の下に
引る賀茂大神旧記又本朝
文集などに丹塗矢の美男に化て令生給へりし御子
を山本坐天神御子称別雷神と云ひ秦氏本系帳に其
御子と御母との事を承て故鴨上社号別雷神鴨下社
号御祖神などゝ云るは其御子の屋を穿ちて上給へる
を以て附會たる者なり又山城風土記に因外祖父之
名号可茂別雷命と有る外祖父ハ鴨建角身命の名を

取て可茂と称たる由なれども其御子は片岡神にて
片山御子神と申せれバ其も式に賀茂別雷神を取入
たる者にて據と爲る事難かり凡て山城風土記は上
社別雷神と建角身命と二神の故事を混に爲たる者
にて其には甚ニ深き故有る事なれども古來其事を
知れる人無が故に何時にても此別雷神の御事に至
ては僻說を然るは先大山咋神と申すも其亦名なる
なむ爲める
事を定めて然後に其正定なる說をバ得べきなり古
事記に見えたる大年神の御子の中に大國御魂神大
山咋神などの有は誤なり其大國御魂神は寶劔出現
章第六之一書に大國主神亦曰大國玉神と見えたるを
大倭神社註進状に傳聞大國魂神者大己貴神之荒魂
と有れバ古事記は誤傳なる事云も更なり次に大山

八神社啓蒙家ニ引ル神系圖ニ素戔鳴尊孫大國御魂命兒大山咋神松尾大明ニ有ニ合リ神是也

▽憶なる説ハ尊界分豚ニ事代主神近江国日吉二宮号ニ比叡大明神ニ有て三代實録ニ比叡神ニ比叡神首ハ大宮ヲ大比叡神宮ヲ小比叡神ニ云ニ合リ又具

山大江匡房記ニ賀茂大神者日本地主神也と云ひ又

咋神と申すハ元暦奏上記ニ以二松尾社共預酒祭祀者大山咋神而大國御魂神之子蓋兒神之孫と有る是ニ傳なり其兒神と申すハ素戔鳴尊なる由同書ニ見えたり然るニ紹運録神系圖等ニ大山咋神別雷神山王二宮山城國松尾大明神と有れバ別雷神即同神なり山王二宮と云ハ古事記ニ大山咋神亦名山末之大主神此神者坐近淡海國之日枝山亦坐葛野之松尾用鳴鏑神者也と有る是なり其山王二宮を日吉神道秘密記ニ地主大明神と記せるを或書ニ貴船奥御前所祭事代主命也本朝地主神也と云ひ氏成私記ニも蓋日域地守神明也と云

るを合せて事代主命を地主神と云由を曉る可し如此く合せ見る時ハ大山咋神別雷神共ニ事代主神と同神ニ坐す事も知られ又其ハ大國主神の御子なる由も知るしが故ニ古事記の傳をバ取ざる事なり其大年神の御子の中ニ韓神曾富理神の有も誤なり其ハ國神の御事ニて大倭神社注進狀ニ傳聞園神者大己貴命之和魂大物主神也韓神大己貴命少彦名命也と有を以知べし如此く佗書より持來りて古事記の傳を正し辨なる事ハ如何なる事ニハ有れど右の社傳等ハ當昔ニ朝廷ニ聞え上たらむニハ御紀の一書ニも載しる可き事共なるを然る事無て止めるれバ共ニ古傳の一なり此を以て正し辨るニ何の憚る事かハ二十二社神體秘記ニ松尾神社二座鳴鏑神市杵有む島姫と有り其ハ鳴鏑神と云ハ古事記ニ大山咋神者用

鳴鏑之神者也と云る是なり四條殿御本神社本記を閲たるに松尾大山咋神事代主命社傳曰一座と云て事代主命を合祭する事極秘也」と有ハ其ハ同神の故なるに非ずや二十二社注式に松尾神社二座と有て一座大山咋神也（本社）一座胸形中都大神（市杵島姫也 素戔嗚御子）と見えたり其ハ市杵島姫命の御事を本朝月令に載たる秦氏本系帳に正一位勲一等松尾大神御社者筑紫胸形坐中都大神戊辰年三月三日天下坐松尾（埼）日尾（又云日埼岑）と見えたり斯れバ固より大山咋神の鎮坐る所に其御祖神に坐故に其時一に合せ祭れるなり若古事記の傳の如くに大山咋神若大年神の御子なるむにハ何の故由を以て胸形中都大神ハ鎮坐すとか爲む（但古事記に大國主神亦要神屋楯比賣命生子事代主神と有て予が説ハ違へるが如くなれども其ハ即市杵島姫命に坐す事寶鈔出現章第六之一書の傳に云べし唯此ハ其市杵島姫命ハしも大山咋神の御祖に坐と心得て耳有べし）若て二十二社注式に鴨（社号下）御祖神（玉依日咩 別雷御母）大已貴神（別雷御父）と有を神佛冥應編に其御祖神を宗像姫神と記し鴨氏人記にハ姫大神と見えたるハ松尾に胸形中都大神の坐てに合るを右の趣にてハ御父大巳貴命御祖宗像姫神に坐て其御子即別雷神に坐るを二十二社傳に加茂大山咋神（松尾日吉 御同体）と有り八百萬

神系圖に大山咋神別雷神松尾神也と書し神佛冝應
編にハ大己貴命及其子大山咋神と見え後の物なが
ら和漢三才圖會に山城國松尾大山咋神大己貴命之子と見
え諸神記に賀茂下社の神と為たるハ誤なれども大
山咋神松尾日吉等同体と記し其ハ系を素戔嗚尊大己貴神大
山咋神と為るハ甚正しき者なり諸神鎮座記に日枝
神社者大國主大神也自神代兒大山咋大神化遊此處
云云豊浦宮天皇時大神辞之返父大神瞀掘以葛野為
鎮祠山城國松尾鎮祠是也と有て何れなりとも大山咋神
別雷神を大己貴神の御子と耳こそ有けれ一として

大年神の御子とハ見えざりける者をや 右等の事共を記す人等
古事記舊事紀を見ざる人誰ッハ有む然るを其二書
に違ひて右の如く記せるにハ何れも其社傳の方を
實にもと思ひ信める
が故なるを暁る可し 其ハ大山咋神と申し別雷神と申
奉る事ハ丹波國鍬山社縁起に原夫玄古天地開闢而
神功既畢靈運方遷年自後尒出雲洲大己貴神巡行始
到此洲也鴻水懷山濁浪排空故神領八神南方到黒柄
嶽視水脉地勢逆流西下矣今水戸峠是也東方見有山
狭可通水而鑿山辟盤石順流決之神始鍬取成此洲里給
依之崇奉號鍬山大神と見えたる 原夫玄古云々ハ伊
弉諾尊の御事を序に云るなり大己貴神巡行ハ國土

經營の御時を云なり領八神と其御子神等を領て巡行坐しなり其ハ同國諸田社傳記に遂古世丹波國湖也大山咋神決其水涸而後爲家鄕及田地於是尊崇此神德祠之以称桒田浮田明神以鋤爲神體と有が如く專大山咋神の事掌給へりし者なり又神代系圖傳にも丹波國浮田明神者大山咋神也遂古世丹波國皆湖也其水赤故云丹波大山咋神決其湖水丹波水涸成國矣是以用其鋤爲彼神之靈體此神者即松尾大神同體也とも有り山城名勝志に以鋤爲神體社坐丹波國保津邑浮田明神と有り此等を合せて考るに其大己貴神ハ其御鍬を神體と爲て鍬山大神と崇奉れるにて神名式に丹波國桒田郡鍬山神社と有る是なり其大山咋神ハ其御鋤を神體と爲て浮田明神と崇奉れるなるが此條の始に云るが如く味耜高彦根神と称奉れる御名の本縁此に在る事なり神名式に同郡松尾神社と有ハ此〔諸社考の事傳三十三十四丁に注るが如し此神即〕なるらむや今保津村に坐て猶浮田大明神と申せれども右の松尾大神同體也を一本にハ唯松尾大神也と耳有ればなり了以碑銘に又有浮田神祠世傳遂古之世丹波國皆湖也其水赤故曰丹波大山咋神穿浮田決其湖於是丹波水枯成土乃建祠而祭之以鋤爲神之主此神即是松尾大神也と有り此も神代系圖傳を取られたるなるむが共に其水赤故曰丹波

ムて亀山の接地
ちり鍬山明神ハ亀
山の南十七八町矢
田村ふ御在し竿一
しで即亀山の麓
工神ちり

ハ中古ふ出來りし説ふて妥ふり丹波とハ田庭の意
ふて丹後國丹波郡より起れる地名ふる事崇神天皇
六十年御紀ふ
就て云べし 桒田郡の土俗相傳て云ふく浮田明神
の鋤を以て山を鑿ち磐を劈給へる其片方ハ嵐山松
尾ふて其片端ハ龜尾山是ふり其通し給へりし水ハ
即大堰川ふり浮田明神の（往古）坐す保津ハ其水上ふて（の落口）丹
波ふてハ此を保津川と云ふ（と）と云り備或書（山城名跡志と云）ふ松尾山
を一名別雷山と云ひ松尾社を在別雷山下と云ひ別
雷峯云（本）相殿戌亥十町計山上此即所有巖此即當社神
降臨所也と云るハ上ふ引る秦氏本系帳ふ謂ゆる日
埼峯ふる可し即嵐山の續きふり嵐山ハ大中臣定好

松尾鎮座記ふ山田莊荒子山と記し顕宗天皇三年御
紀ふ歌荒樔田 歌荒樔田在山背國葛野郡 を山城志ふ在大堰河之
西南即（今）松尾之東南地是也と見え松尾社家系圖ふ歌
荒洲田卜部伊伎氏本系帳と題せるふどを思ふふ此
邊の山より里ふも及べる地名ふりけり然れバ荒子
山ハ荒鋤山（アラスキヤマ）ふる可き事右ふ引る請田社記等を以曉
る可し若て亀尾山ハ元亀山ふるを尾ハ嵐山ふ松尾
と云るふ同じ備其亀山ハ神山（カムヤマ）ふるむと所思るハ古
事記ふ此之阿遅鉏高日子根神者今謂迦毛大御神者
也と有て（古大和國ふて）大物主神を（打任せて）大神と耳申せしがれバこそ（習ひけるより即其）大三輪

を唯に大神と書る其大神に對へて神と耳申せりし
なり其を轉して常に賀茂又ハ鴨など書く事なれど
も大同類聚方に伊豆國賀茂郡を可牟郡とも書るを
以見れバ其亀山即神山なりと云説も出來る者なり
若て（和名抄に）丹波國郡名桑田を久波太と有も鍬田大神の縁
に由て鍬田と云るなる可し其鍬山神社ハ矢田村と云
に立せ給へるが其より十七八町北に當りて亀山と
云有も右の亀山と同じ故事に依れるなる可し神名
式に同郡出雲神社名神大と有を一宮記に大已貴命
妻三穂津姫也と有れども出雲と云地名を負給へる
うへハ大已貴神を主と祀りて三穂津姫命ハ其前社
なるとなる可し續後紀に承和十二年秋七月丙午朔辛
酉丹波國桑田郡無位出雲神奉授從五位下依國司等
解狀也三代實録に貞觀十四年十一月廿九日授丹波
國從四位下出雲神從五位元慶四年六月廿一日授丹
波国從四位上出雲神正四位下日本紀略に延喜十年

八月廿三日授丹波國出雲大神正四位上など有て當
郡にして名神大社二座の其一に坐し又國の一宮に渡
らせ給ひて右に引る鍬山松尾二社にハ神階の處分
も無きを右の如く御位に進ませ御在し坐ハ其國作
の時先此所を本宮と爲給へるにハ非ざるか鍬山社記
に出雲洲大已貴神と先國名を冠らせ奉るを以知
べし神名式の内に其同郡の内にて由有る神社ハ小
川月神社名神大と有ハ其御父素戔嗚神の亦名なり
三縣神社ハ和名抄に何鹿郡三方郷有り古事記水垣
宮段に擲御方命有て大物主大神の御子と有り山國
神社ハ出雲國能義郡山國郷有り故有べし伊達神社
ハ五十猛命なり大井神社ハ社傳に酒美豆男神酒美
豆女神二座にて山城國松尾神社より鯉に乘て大井
川を泝りも給ひて此社に鎮坐す故に此産土の人鯉
を喰へバ忽に現罰有と云れバ松尾大神なり其神等
を右の如く称申す事ハ神賀詞講義に云るが如く松
尾社記に其神上古に酒を釀始給へる古説有て實徴
有る事なり多吉神社ハ出雲風土記に神門郡多伎郷
所造天下之御子阿陀加夜努志多伎吉比賣命坐之故
云多吉と有り斯れバ上に引る鍬山社記に大已貴神

領ニ八神と有る其八神の皆ハ今知べからざれども大
山咋神を始として其余の神等の中ニハ右ニ擧たる
神ニも其列なるハ必
御在し坐べき事なり 右の如く其端より究め行く時
ハ味耜高彦根神と申すハ出雲風土記ニ出雲神戸伊
弉奈枳乃麻奈子坐熊野加夫呂乃命與五百津鉏神鉏所
取ニ而(與)所造天下大穴持命二所大神等依奉故云神
戸と有が如く素戔嗚大神より大穴持少彦名二神ニ
國作の表物と爲て授給へるを其高彦根神も其神鋤
を取もして御父大神の國作の御功業を輔相奉らせ
給へるが故ニ味耜高彦根神と申奉れるなり又大山
咋神と申奉れるハ右の鍬山社記ニ鑿山劈磐石と有が
如く丹波路の山を劈て大堰川を通して其土を運び
て亀山荒子山を作給ひ終ニ丹波を國と成し給へる
御功ニ依て負坐るニて咋ハ碎く義ニて食を湌と云
も碎きて納る意なるニ同じ然れバ大山咋と申すハ
生島神詞ニ狹國者廣く峻國者平くと有ニ同じく山
を劈平して國土を經營給へると同じ意味なる可し
又別雷神と申奉るハ亀尾荒子の二山を分給へるニ
依て分雷山の名存り又山城志ニ賀茂山上賀茂東一
名分土山一名神山と有て賀茂ニも同名の有ハ又其
所由ニ縁る事なり然れバ別雷の別ハ大山咋の咋ニ

等しく山を鑿ち磐石を劈く由なり雷ハ假字にて大土(オホツチ)
の義なる可し伊加ハ俗に大なるをも多きをも伊加
伊と云ハ伊加伎の音便なるを思ふ可きなり右の如
く御名ハ三に別れたれども其ハ義を究むる時ハ皆一
事に歸めり但今此に云るハ丹波國の故事一を以て
云ふ耳必此許の事を以て然称れりと思ふ可らず
天下に在ゆる國々に猶斯る類なる事多かりぬ可き
事なり然るハ出雲風土記に國引坐八束水臣津野命
と有も遍く天下に亘れる御名なれども其ハ故事とて
ハ僅に出雲一國の事耳傳ハれるが如く此も丹波一

△味耜高彦根神なり

國の事耳に依れるにハ非ず天下萬國に亘れる大山
咋神なり別雷神なり心狹く思取る事勿れ天孫降臨
章に味耜高彦根神則抜其帶劔大葉刈以斫伏喪屋此
即落而爲山今在美濃國藍見川之上喪山是也と有な
どハ一時の御怒に依る事なれども然計り御稜威の
可畏く坐神なる者を國作の御事に於てハ其大神の
得去まじき御業なるに非ずや如何なる事をか成し
給ハざらむ　神代に湖水多かりし事ハ傳十巻四百四
十丁に云るが如く古信濃國ハ大なる湖
なりしを後に水落て信濃国ハ出來又但馬一覧記と
云物に其土俗に傳ふる所の古傳を載て云く但馬國
ハ神代に諸國已に開けたるに此國ハ未開けず洪水
逆行して民の居べき平地も無く五穀を殖る田野も

無れバ龍蛇悪蝎の棲處と成り人民を害しければ天
皇彦火〻出見尊聞給ひて大物主命倉稲魂命大巳貴
命少彦名命天日方命ニ勅命坐〻て此國へ遣ハされ
けれバ五神勅を奉て淡路島より此國へ人民を引連
れし瀬戸漆を切開き大河を通し給ひけれバ洪水盡く
流盡て平土と成れり山野を焼て驅給ひしかバ蛇龍
ハ逃去て害を成す事無し此ニ於て倉稲魂命百穀を
播こし民ニ五穀を作る事を教給ひて人民繁昌國家
太平なりと云〻と有り此天皇彦火〻出見尊の勅命と
云ハ後ニ此國ニ來らせ給へる事を持込たるニて其
〻此とハ別なれども以其事有しなる可し同國二方
温泉記ニ上古大巳貴少彦名二神八田道間洲開瀬門
經営此洲又至二方國闢此温湯後居朝來郡赤淵宮終
向東方三河國と見え神社考傳と云物ニも天下を作
成し〻大穴持命少彦名命但馬国ニ入來坐て瀬戸水
門を切開き此國を作給ひ其後竹濱ニ至坐し又二方
国ニ在して顕見蒼生の病を治給ふとて此御湯を開
基し給ひ後ニ朝來郡赤淵宮ニ休居坐て終ニ東方三
河内ニ至坐きとも有れバ實ニ在し事なる可し和名
抄ニ二方郡温泉郷有り美含郡竹野郷有り竹濱と云

山星人の見て笑けれバ

と云り三河國寶飫郡砥鹿神社式ニ見えたるを一宮
記ニ大巳貴命と云るを但馬国朝來郡赤淵神社ハ並ニ
ひて刀我石部神社有も二方温泉記ニ合り姓氏録ニ
石邊公大物主命男久斯比賀多命之後也と有も右の
一覧記ニ合り但其天日方奇日方命ハ地神本紀ニ都
味歯八重事代主神兒と有れバ右の傳共ニハ漏たれ
ども必加ハり給ふ事丹波國の如くなる可し又大瀧光
賢が取出て其國最上郡の古老の傳を見たるニ古出
雲國ニ阿古夜と申せる姫君有り陸奥ニ藤と云男有
と聞く其こう吾夫と定も可きなれとて來給ひしが
置賜村山の邊ニ川有り歩渡し給ふとて裾を濡く上
けれバ其脛白く水ニ移れるを耻給へるより耻川と
云名遺れり若て室澤と云山内ニし終ニ其藤と夫婦
と成て或時二人下江と云所ニ出けるニ大水溜有り
ご雖も連山相重りて下ニ流るゝ事能ハず此ニ於て
人夫を促かし其山を切流せしが水勢甚早くして悉
く流落て唯最上の内ニ長泥泥澤蟹澤など云所ニ耳
水殘りて大方ハ平地と成れり其地今の最上郡と云
る是なり其水の流ハ謂ゆる最上川なり其山を崩し
て流し入たる土砂も亦國と成る今庄内の地是なりと

宇多郡

と云り右の阿古夜と云ハ出雲風土記ニ見えたる阿
陀加夜努志多伎吉比賣命ニてハ坐ざるか其なるらバ
下照媛命なり其ハ攝津国比賣許曽社記ニ雀宮神社
祭神二座別雷命飯豊命下照媛別称也勸請奥州白河
郡仙谷郷ニ坐と有ハ神名式ニ陸奥白河郡飯豊比賣神
社有る是なる可し又賀美郡飯豊神社有り和名抄ニ郷
名ニ飯豊有り又會津の西北ニ飯豊山と云るが有る
ゝ彼國ニハ其神跡と思しき事少なからず然れバ右の
藤ゝ云者と夫婦ニ成れると云耳ハ土俗の訛傳ニて
此別雷神と御心を戮せ御力を一ニ爲て最上川を通
して最上莊内の地を經營給へるニや右ニ云る雀宮
ニ二神並坐を思ふ可し又式ニ田川郡湯豆佐賣神社
有ハ其后伊古奈比咩命ニて其事代主命の后神ニ坐
事傳十一巻十丁ニ云るが如し同郡賀茂浦と云
地名有るにも思ひぢ必得て曉る所有べし此を以て
大山咋神別雷神と申す御名ハ廣く天下ニ亘りて国
作の御功用ニ依れる御名然れバ其別雷と負給へる
なる事を明しめ奉る可し
御名の本縁ハ右の分土の故事ニ本著たるニて神名

式ニ山城國葛野郡松尾神社二座並名神大月次相嘗新嘗と有る
是なるが此ニてハ其大山咋神と申す御名を以祭て
別雷神と申す御名ハ賀茂ニて祭る（宋之大主神と申すハ日吉ニて祀奉）神名と成れる者
なり同神にも如此く社毎ニ御名を殊ニ爲る例ハ其
御祖神を松尾ニてハ胸形中都大神と申し賀茂御祖
神社又八幡ニてハ玉依姫命と申し日吉ニてハ三宮
の神を本の任ニ三女神（ミツノヒメガミ）と申せるが如く同じ神ニ坐
し其社〻ニ依て其云習ハしの異れる耳ニて別なる
義有にハ非ずなも有ける神階の御事ハ續紀ニ延暦
三年十一月丁巳遣兵部大輔従五位上大中臣朝臣諸

魚叙松尾乙訓二神從五位下〔以遷都也〕と有る此を紀略ハ八十
三年と有れども誤なり其ハ同紀ハ同五年十二月辛
巳叙山城國從五位下松尾神從四位下と見えたるハ
て灼然し續後紀ハ承和十二年五月〔丁未朔〕庚午奉授從四位
上勲二等松尾神正四位下同十四年七月甲子朔己丑
奉授正四位下勲二等松尾大神從三位文徳天皇實録
ハ仁壽二年五月丁卯朔甲戌加山城國松尾神正二位
三代實録ハ貞觀元年正月廿七日甲申奉授山城國正
二位勲二等松尾神從一位同八年十一月廿日進山城
國從一位勲二等松尾神階加正一位と見えたるが如

し秦氏本系帳ハ鴨上社號別雷神鴨下社號御祖神也
戸上矢者松尾大明神是也而鴨氏人爲秦氏之聟也秦
氏爲愛聟以鴨祭讓與之故今鴨氏爲祢宜奉祭此其縁
也と有る右の戸上矢ハ同帳ハ所謂丹塗矢者乙訓〔社坐〕
火雷神在れば上ハ辨たる如く上ハ放字なれども有け
む其ハ別ハ爲て賀茂下上松尾共ハ初秦氏〔ハ傳へて〕の祭祀を
主れりしみて其ハ鳴鏑の由なしハ依れるなる可し
姓氏録山城國神別ハ秦忌寸神饒速日命之後也と有
る此や松尾社司の祖なりしなむ其丹塗矢の娶給ひし
玉依日咩の事を秦氏女子と云るハ山城風土記ハ建
角身命娶丹波國神野神伊可古夜日女と有る其を云
るなりしむ神名式ハ桑田郡氷上郡共ハ神野神社并
有て伊可古夜日女の出自詳ならず依て思ふに饒速

日命の御女ならざるハ非ざり其ハ天田郡天照玉命社（神名式ふ）
有り其耳ふてハ據と爲ふ足ざれども越後国磐船郡
磐船神社今も磐船ご所（本ノマヽ云）ふ立せ給へるを其舊地ハ其
より一里計神野村なりとそり其磐船神社ハ神武天
皇御紀の趣を以考るふ正しく饒速日命なりと思ゆ
るを以て今試ふ云なり其ハ其二年御紀の傳ふ就て
定む可きを光り鷲右の如く味耜高彦根神（亦名事代主命）と松尾ふ
かし置く者なり
坐す大山咋神と一神の説定り其大山咋神と賀茂ふ
坐す別雷神と同神の説成るふ随ひて神名式ふ山城
國愛宕郡賀茂別雷神社（亦名若雷　名神大　月次相嘗新嘗）の御事を明
しめ奉る可し其ハ異本舊事紀ふ針間室神社味鉏高
彦根大神山代鴨上宮同神と有り出雲大社ふ縁起ふ
山城国加茂大明神者當社第一王子阿式大明神是也

△二十二社傳ふ加茂大山咋神松尾同体ニ書ニ有を賀茂下上吉䆮記ふ上社事代主命と見えたる彼此考合す可し　楢

と有ハ大已貴命の長子（ミコノカミ）なる由ふて阿式ハ阿遅志伎
を約たるふて出（雲）風土記ふハ其神の社多在るを何れ
ふし阿受枳社と有ふ同じ（くて石の傳ハ）二十二社注式鴨御祖神條
ふ大已貴神別雷御父玉依日咩別雷御母ふ注せるふ
も合るが（ハ者なり）其次一宮記ふ鴨大明神下社大山咋（父故号）御祖又日紀宮大已
貴命　賀茂大明神号上社大山咋神と見え元亨釋書奏上記
也号別雷云々
ふ自神代所鎮上社事代主命下社大已貴命而已故有
別嶽山之名也と有て其下ふ顕言則上社事代主命下
社大已貴命而已と打返して復云るハ殊ふ其奥秘を
顯示さむとの意用ひなり其有別嶽山之名也とハ上

に云る如く大己貴神大山咋神ハしも丹波國の水を決り山を蹵ち岩を劈り川を通して國作給ひし御跡詳に傳れるを云なり松尾に別雷山有り又山城志に賀茂山在上賀茂東一名分土山又神山と有など思合す可し若れバ別雷神と申す御名も分土の意にて味鉏を以て国土を作らせ給へる由なれバ山城風土記秦氏本系帳本朝文集などの諸書に丹塗矢の美男に化て玉依日咩に令生たる（謂ゆる山本坐天神御子）片山御子神を別雷神と云るハ其事跡の雷に似着ハしきより混れたりし傳なり又此一書に在皆曰稚雷などゝ云て大忌ゝし不須也

凶目醜めき汚穢き黄泉神と成したるなどハ甚ゝ可畏き御事なりけりし此一段ハ唯要と有る所耳を撮て云る耳なり己に神賀詞講義に山城風土記以下の諸書を引て論へれども此に然計りの事を云たらむにハ餘に煩ハしく成が故に多くハ漏しつ猶宝鏡出現章第六の一書以下其註す事の有たらむ時にに云べければ先此にて豫め心得置く可き者なり

神階の御事ハ續紀に延暦三年十一月丁巳遣近衛中将正四位上紀朝臣松守叙賀茂下上二社従二位以遷都也帝王編年記延暦三年條に是歳賀茂下上社奉授従一位など有り然るに日本紀略に延暦十二年十月鴨神松尾神加階以遷都也と有（御祖神）ハ如何其ハ同書に大同二年五月戊子是日賀茂別雷神奉授正一位と

有て其間に加奉らる可き階無ればなり編年記に其同じ事を大同二年丁亥五月従一位賀茂両所大神奉授正一位と有る従一位は延暦三年に奉授らせ給へるを云なる事知べし如此く天下の諸社に起て甚く神階の尊く御在し坐す御事は掛まくも恐き玉敷平安宮に現御神と天下所知食す皇御孫尊の近き大御守護神に坐が故なり但元暦奏上記に右の如く古傳を記しおかる賀茂別雷皇大神宮上社四座中所祭正哉吾勝々速日天忍穂耳尊左高皇産靈尊石武祇命後事代主命也と有は事代主神を本社にして三神は其前神に渡らせ給ふ事已に神壽詞講義に云るが如し其本大和國葛木鴨迩日村より其前神三柱は欽明天皇四月廿八日中酉に移坐し由云り神名式に葛上郡高鴨阿治須岐託彦根命神社並名神大月次相嘗新嘗と見えたる此即迩日村の社なる可き事山城風土記に建角身命と云は誤なれども宿坐大倭葛木山之峯云々と有る是なり今高天山と云る高天彦神と申す神名も有て舊くは有れども高天は高鴨の切りて其地名と成れるなり其御祖神の御事は神名式に其賀茂別雷神社を擧たる次に賀茂御祖神社二座並名神大月次相嘗新嘗と出たる是なり此を下社と申す續紀以下の大御正史に賀茂下上社と有て其御社を申す時に御祖神社重き故に下社上社とゝ云ふ順次なれども式には上に別雷神社と御名を擧て次に別雷神社と見えたれば別雷神の御祖に坐す事申すも更なり元暦奏上記に自神代所鎮上社事代主命下社大已貴命而已と

有れども其ハ后神の御事故に二座と有る其主たる
一神を擧たるにこそ有けれ實にハ其別雷神の御母
神を殊に齋奉れるより起りたる社号なる事御祖神
社と申奉るにて知べし二十二社注式に御祖神玉依
日咩別雷御母大巳貴神別雷御父と有て御母神を先にし御父
神を後に爲るハ當社に就ての定なるを思ふ可し下
に引る鴨氏人記にハ姫大神と見えたり其姫大神と
申すハ八幡にてハ比賣神を然申す御事にて其を神社本記石清水條に中應神天皇東神功皇后
西三女神と有て下に玉依姫神三女と見え近江國武佐
八幡宮社傳に田心姫命瀛津島姫命市杵島姫命此三

神号二玉依姫命一と有て其ハ三神を併たる御名なり神佛
冥應編に中宮大巳貴命下賀茂宮宗像姫神也と有る
此にてハ別社の如くなれども御祖神社ハ南向にて
東方玉依姫命西方大巳貴命に坐せバ上賀茂宮味耜
高彦根神と有より對云時ハ實に(上)中下の順次と云
べし神社啓蒙御祖皇大神條に玉依姫非高皇産靈并
海童女別有二神一と云るハ建角身命の女玉依日
賣命豊玉彦神の女玉依姫命有る其にハ非ず別神な
りと云るなり然るを古來の識者山城風土記等の書
を生讀に讀て彼火雷神の娶て令生給へる山本坐天
神御子謂ゆる片山御子神の御祖多く須玉依媛命の
御社と思へるハ上社の別雷神を眞の雷神の如く心
得たるからの思違へにて其ハ神名式なる三井神社
名神大月次新嘗に出たる其祭神なる事を得知ぬ故
なりけり然れバ此御祖神を宗像姫神と云より外の説

ハ一として取べき者無しと知べし 然るに元暦奏上記に鴨御祖皇大
神宮三座中所祭兒神素戔嗚尊左神皇産霊尊右大己
貴命也と見え賀茂下上古懐記も右の如くなれども
兒神素戔嗚尊ハ出雲井於神社大月次相嘗新嘗に坐す事上
七十二丁に註れバ此を除く可し次に神皇産霊尊ハ古事
記に神産巣日御祖命と有れバ味耜高彦根神の御祖
神と右の御祖命とを取違へつる(ヶ又ハ二柱を一に為る)者なる事決し斯れ
バ御祖玉依姫命大己貴命二座耳にて寔に式文に合
る者なり然るを鴨氏人記にハ本宮神倭磐余彦天皇
姫大神高皇産霊尊客御前大己貴命と有て本宮と客

御前とハ東西に並たる神殿二所の事なれバ式文に
二座と有に違ハざれども其神武天皇高皇産霊尊二
柱の御事ハ古書に且ても所見ざる所なり且高皇産
霊尊ハ上社に坐す由元暦奏上記に所見たれバ神皇
産霊尊にても有むか其神武天皇の御事ハ御母を御
祖と云ふ其ハを皇祖(ミオヤ)の事と思ひて強ちに祭始たるな
るむも知べからされども(今ハ公よりも然か御會釋なし)實に齋奉りまし由なり 或書
に西方神武天皇也東方五十鈴姫也と有れども恐ら
くハ後人の説なる可し吉懐記に若宮在本殿西瑞垣
内東事代主命中瓊々杵尊西神日本磐余彦尊と見え
又一説に中綏靖天皇東五十鈴媛命西神武天皇荒魂
と有り若本殿に神武天皇の坐さばこれ此に其荒魂の
坐す事實に然こそ有ぬ可けれど所思る事なりかし

神階の事又凡ての事別雷神社と同じければ上に譲
て今云に及ばず偖此は賀茂両所大神の御傳を殊更
に記せるゆきて如何にぞや思ふらむ人も有るめど
も此御紀にも古事記にも此別雷大神をしも八色雷
公の列に出せる（僻）事の見ゆるが餘りに可畏く思ゆる
任に其を唯辨へて耳有べき事なれども其にても猶
盡さゞるが上に其別雷大神を又丹塗矢の御子と云
ふ傳の混れも有て今茲に別雷神と申すは分土神と
申す事にて正實は味耜高彦根神亦名事代主命に渡
しせ給ふ事を知せ將欲く且は皇御孫尊の近守神と

齋れさせ御在し坐す大神等の御事跡の詳ならざる
が心苦しくてなむ但此は別雷又若雷と申す所由を明し八色雷公などに然る名の無
き由を辨へむとての事にこそ有けれ其本傳は瑞珠
盟約章なる三女神の下宝劒出現章なる大巳貴神の
條其第六之一書なる事代主神の所に云べければ此に
長〻しく云る者から猶此耳にては盡さゞる者なり
〇在尻曰黒雷は古事記には於腹者黒雷居と有り此
も上九十四丁に云る土雷の類にして八色雷公亦名泉津
醜女八人等を摠て云称と通えたり上に于時闇也と
有を合せ考るに黒雷は闇雷（クライカツチ）にて闇鬼（クラオニ）と云むが如し
然るは鬼物は元來黄泉國を本處と爲る者なるが故に
此國土に於て妖を爲すにも闇昧（クラ）き所に在て物爲る

者なれバ寔に黒雷とも云べき者なるなり 集歌に陸奥の安達原の黒塚に鬼隠れりと云ハ真事かと詠るハ鬼の隠る栖に塚なる故に黒塚とハ云みや然れバ鬼の闇昧に属る謂に依れる名なる可し 列子注に疑心生闇鬼と云り此ハ中古に心の鬼と云諺有り我身の悪事を未人ハ知ざれども我心より思成して人の知たらんかと思疑に類るれども闇鬼と云字ハ元来鬼魅の闇昧の中に在を以て作れる字なる可し 又俱舎事苑と云物に黒闇天女一名黒耳女世云貧之神是年ハと有るども黒鬼の類みして皆八色雷公などの事なる可し○在手曰山雷(在足上曰野雷)と有れども古事記にハ(此二共ハ)無し此山雷野雷共に雷字伊加豆知とハ訓ず唯豆知と訓来れるハ山雷ハ大山祇神野雷ハ野槌神の御名なるを如

何してか混入ハ入たれども 猶本の唱の亡覚ざるになむ有ける釋秘訓に私記曰問何故此二雷之(讀)訓與上六雷異哉答佗處又引此文云山槌野槌故今尋本文讀山槌野槌也先師説又同之と見えたれバ佗處に此文を引るにハ山槌野槌とも書りしなり(此故其に依て豆知と訓るなり)此を以て上ハ十一丁に云るが如く右の八色雷公の名共ハ悉く古傳にハ非る事を曉りねかし 右の尋本ハ刻本みハ異本と有れども上文に合ざればハ一本に依て引り借私記の右の續きに公望私記曰案假令佗處有山槌野槌之号上既云八色雷公何故此二雷與六雷別讀乎と云るハ八色雷公の員の中なれバ實に然訓べしと雖も此を眞名と僻心得せる説みして信ひ難かり通證に此山雷野雷を山中鳴神野外鳴神也と注せる或説ハ何事ぞや山中みしも野外みても雷

ニ何ゟ異なる事の有む甚こ妄なる説共なり寶鏡開始章第二ノ一書ニ使山雷者採五百箇眞坂樹八十玉籤野槌者採五百箇野薦八十玉籤と有ハ右の秘訓ニ佗處又引此文云山槌野槌と有ハ此なる可けれバ右の山雷を山槌とも書き野槌を野雷とも書る本も有しなる可し口訣ニ山雷ハ山祇也野槌野祇也と云る信ニ然る言なり神武天皇御紀頭齋條ニ薪名爲嚴山雷草名爲嚴野椎と有うゝハ大山祇神野槌神二神ニ坐す事更ニ疑無る可き者なり然るを忌てしき哉其山雷野雷と申奉る神名を以て八色雷公なりど云る泉國の鬼類の名と推當たる

ハ何云ふ禍言ぞ假令古人ふも在れ其罪太り所無る可き者なり記傳五ニ都美と都知と同意ニて知ハ持なるなり可し」と云れたるが如く山津見ハ山都知ニ同じく野槌ハ野津見と云むも違へるニハ非なるなり借此ハ古き讀法ニ從ひて山雷野雷等の雷字豆知と訓へし○在陰上曰裂雷ハ古事記ふも於陰者拆雷居こ有り何れも然ハ有まじき傳なる事上八十二丁ニ辨へたるが如し其裂雷神と申すハ傳十一十二丁ニ引る神代系圖傳ニ神樂岡明神者雷神也号裂雷神是吉田之地主神也此岡有八雷神之靈跡八方堆土以祭之延喜式載霹靂神坐山城国愛宕郡神樂岡西北者是也と見えたる是ニて第七ノ一書ニ斬軻遇突智爲三段其一段

是爲雷神と見えたる其雷神の亦名なれバ此なる八色雷公の中なるにハ入給ふ可き神にハ坐ざる事申すも更なる御事なり但系圖傳に此岡有八雷神之舊跡八方堆土以祭之と有ハト家の説なるが此ハ古事記の八雷神より延て然る祭り方を物爲なりにも有べし文德天皇實錄に仁壽元年八月庚子朔壬寅授山城國揺雷氷都久雷湯豆波和氣神從五位下と有る此なるが其ハ列衣雷神を三柱に分て祭れる者なれバ八雷などゝ計なる程ハ坐ざりき○右の如く雷名八を合せて八色雷公に充たる者りし大雷神火雷神稚雷神山雷神野雷神列衣雷神併せて六柱ハ皆甚しく尊き大神等に坐して中〻に彼不須也凶目汚穢き〔黄〕泉神なとの類にハ非ず夐に殊なる神等に坐れバ右の中に唯土雷と黒雷の二耳が彼黄泉神にハ當れるを其も其二〻の名にハ非ず或ハ土中に栖ミ又ハ闇夜に沽けるなどの事に依て並てを此方より称けたる名にこそ有けれ何れを其と別べくもあらぬを八色雷公の名を八に剋ミて此〔方〕に彼處に成出たる狀に配たるなむ中世人の杜撰にして一として信(マコト)しからぬ事右に辨へたるが如し古事記にハ右の山雷野雷の二ハ無して於左足者鳴雷居於右足者伏雷居と有れども此にも亦辨有る事なり其ハ次に註す可し 此にハ其成れる所を一に首二に胸三に腹四に背五に尻六に手七に足八に陰なるを彼記にハ先なる迦具土神の御骸より山津見神の成坐る傳に等しく一

小頭二ニ小胸三ニ小腹四ニ小陰五ニ小左手六ニ小右手七ニ小左
足八ニ小右足ニて前後二度共ニ同じきハ却て疑有り
とこ云べし何れニしても此の八雷の事ニ其ハ鳴雷神と
至てハ紀記共ニ正しき古傳ニ非ずらし
申すハ正しき神ニ御在して然る八色雷公の如き禍
物ニハ非ず神名式ニ主水司坐神一座鳴雷神社と有
ハ中臣遠祖天忍雲根命なる可し其ハ大和國添上郡
鳴雷神社大月次新嘗と有を四時祭式二月祭條ニ鳴雷神
祭一座十一月准此坐大和國添上郡云ニ右差中臣一人供祭と有も
其氏人を以て差遣ハさるゝなる可し皇太神宮儀式
帳ニ琴御古の事見えたるを同宮年中行事六月十五日條ニ
其事を記せる其奉降神詞ニ阿波利矢遊波須度万字

佐奴阿佐久良仁天津神國津神於利万志万世云ニ奈
留伊賀津千毛於利万志万世云ニと見えたる奈留伊
賀津千を彼雷神として御占ニ何の縁も無き神な
り況て彼八雷神の群なりけむニハ猶更ニ斯る齋場ニ
も招く可くも非ざれば其御占ニ就て招奉る神なれ
ば天兒屋命などこそ似着はしくも有らめと思へど
も其ニて此ハ濟ニても有べけれども古の二社の故
實ニ合ざれば天忍雲根命と見るより外有べからざ
る者なり又此御占ニ奈留伊賀津千と申すハ神功皇
后御紀ニ中臣烏賊津使主爲審神者ニと見え
姓氏録ニ津島直天兒屋命十四世之孫雷大臣命之孫
也と有を神名式ニ對馬國下縣郡雷命神社も見えた

れバ其ハうとも思ひしかども其烏賊津使主を鳴雷神
なと云べきに非れバ其も猶然にハ非ざる者なりけ
り偖其主水司ハ職員令に掌漿水饘粥及氷室事と見
えたるが如く水を主る職掌なれバ其司に祭る神豈
佗神にて坐さむや必水取の事に由有る神なる事著
明し中臣壽詞に中臣乃遠都祖天兒屋根命皇御孫尊
乃御前尓奉仕氐天忍雲根神遠天乃二上仁奉上弖神
漏岐神漏美命乃前仁受給波里申仁皇御孫尊乃御膳都
水波宇都志國乃水仁天都水遠加氐奉止申世止事教給
志仁依弖天忍雲根神天浮雲仁乗弖天乃二上仁上坐弖
神漏岐神漏美命乃前仁申世波天乃玉櫛遠事依奉弖此

玉櫛遠刺立弖自夕日至朝日照万天都詔戸乃太詔戸
言遠以弖告礼如此宣波麻知波弱韮仁由都五百篁生
出牟自其下天八井出牟此遠持天天都水止所聞食止
事依奉支と見え其天忍雲根命と申す忍雲ハ天壓神
なども申せる(に同じ意にて)壓雲主命と申す御名なれバ雷神の天雲
を壓蹈て鳴動めき給ふ状の如く天八重雲を稜威の
道別に道別て其主水の事に右の如く仕奉給ひしか
バ鳴雷神と御名に負せ給ふ可き者なるをや 但大同本記の
趣にてハ天村雲命其水取の事に仕奉られし由なれ
ども熟事の状を思ふに實ハ二神相共に上坐しなる
可きが天忍雲根命ハ皇御孫尊の御水に仕奉りて主
水司に鳴雷神社と祀られ給ひ天村雲命ハ皇太御神

の御水に仕奉りて忍穂井を司りて神宮なる御井社
に鎮坐するなる可し備大嘗祭式に主水司水取連一人
と有は采女朝臣の采女司に高橋朝臣の内膳司に仕
奉る如く其氏に属たる職と聞ゆれば中臣氏なるど
なりと思ふに姓氏録左京神別に水取連饒速日命六
世孫伊香我色乎命之後也と見え右京神別なる水取
連も右に同じ然れども此氏は水取の事に由
無き事なるに斯るは如何と云に左京神別に氷連宿
祢石上同祖と有り河内國神別に氷連石上朝臣同祖饒速
日命十世孫伊巳灯宿祢之後也と有れば元は氷室の
事に仕奉れるが如何にしてか水取の事に仕奉り始
てより終に其家業とは成ぬるなるめれども決めて神
世よりの古義には非る可し職員令に主水司掌氷室
事と云ひ又氷部四十人又氷戸など有を考ふに可し然
れば此水取連の事に就て其鳴雷神の義は採り難き
者なり備右の主水司坐を玉海兼安四年條に主水司
社と有も其司に属たる神にて霹靂神には坐ざる證
と謂つ可し又八雷神などの群にて八本より非る事
云も更なり右の鳴雷神社とは別神にて又神名式に大
る事なり

和國高市郡氣吹雷響雷吉野大國栖御魂神社二座並名神大月次新嘗有り三代實録に貞觀元年七月五日戊午大和
國從五位下氣吹雷神從五位下響雷神並列官社と有
る是なり其響雷神は傳十一丁十九に註せる如く天鳴
雷神に坐せば實の雷神に坐るなり（鳴神を）万葉七三十六丁に天
雲近光而響神之と書る例も有れば響雷は鳴雷と書
も同じ義なるを曉る可し右の如く主水司社并大和
國添上郡の鳴雷神は水取神に坐し此の響雷神は天
雷神に渡らせ給へば此より外に鳴雷神と云神は有
べからず況て八雷神など云る泉中の鬼などに然る

△此の文ハ是時雷等皆起追来ニ有を對へ見れバ彼ら伏居屈り伺へりし状知らる備

尊と神名を負す可くも非れバ此ハ古事記の方の誤なる者なり同記ニ并八雷神成居と有る成居ハ鳴居(ナリヲリ)の字を書違れるにて其ハ八色雷公の呻吟(ナリ)居たる由已ニ云るが如し斯る事も有が故ニ中古の人等何の辨も無く天上の雷神と同じく心得誤て八雷神ニ各こ其こニ名を配たる者なる可し○又古事記ニ於ニ右足者伏雷居と有ハ此も上なる土雷黒雷などの如く八色雷公などの惣称なる可し△伏雷ハ記傳の訓ニ依て布斯伊加豆智と訓べし常ニ伏猪(フスヰ)伏鹿(フスシカ)など用言ニ云ハ立たる者の邂逅ニ臥るなるを鬼物ニ右の如く伏雷(フシイカヅチ)と云ハ祝詞ニ踈夫留物と云るが如く常ニ隠ろひて顕ハニ見えざる者なれバ伏(フス)ハ其持前の事なる故ニ信ニ體言

△なり景行天皇御紀ニ山有邪神郊有姦鬼遮衢塞径多令苦人とある鹿又墓ニ云ル名の妖物の伏居て害を為せる者なり

ニ布斯とハ謂つ可き所なるなり万葉十ニ左ニ杜鹿之朝伏小野之草若美隠不得而於人所知名と有が如く伏ハ寶鏡開始章屋より隠ろふ由ニ依て云ふ称なるなりなる素戔嗚尊の御荒びの中ニ秋則放其班馬使伏田中と有も馬を田中ニ伏せ置て人の入れるバ起立て驚らさむ料なるニ等しく浮遊浪鬼(ウトブルモノ)の其舎宅無が故ニ或ハ塚墓(ハカハラ)ニ依り或ハ叢林(シモトハラ)ニ止まり又ハ土中又ハ巌穴ニ隠ろひ居乍も踈び荒ぶる者なれバ伏雷と云名も有ける者なり兵家ニ伏兵と云も右の如くなるなり或書ニ使卒伍伏山野以襲敵者曰覆兵と有る是なり鬼物の形を隠して妖も為すも亦如此なり○胸ハ記傳五ノ八十一丁ニ身根(ミネ)の意ろ古言ニ身を牟と多く云り」と有ハ然る

説なり何を以て身根と云ざるなればゞ心神の所在なれ
ばなり大同類聚方に甫唄囉波無祢知武差乃奈伽毋
仁阿剌天云〻大奈訶呉衰弘差无報乃鮮乃泥衢撳儺璗
と見えたるが如く其心藏の其に在て中心を收る所
なれバ信に一身の中に在て根基と云ハ此なれバ身
根とハ謂つ可き理なる所なり又年奈訶美又年奈倭
及など云語も見えたり万葉三五十六丁に曽許念尓胸已
所痛ハ五十二丁に許己念者胸許曽痛と有ハ心を痛めと
云に同じく十三九丁に念戸鴨胸不安又三十丁戀鴨胸之
病有など云るハ心不安又心之病有と云むが如し其

心ハしも一身の君主たる者にし有ければ其所在を
以て身根とハ云るなり通證に胸群骨也と云るなどハ
深くも考ざる説と云べし漢字
ふても胸を心胸下を心下忪悸を千字文に心動と書
くに依て古事記に八峯須至二十心前とハ書れたり
○腹ハ記傳に廣の意にて原平なども同じ義なりと
云れたるが如く身體の中に取て平坦なる處ハ是な
れバなり次なる背を古事記比段御字氣に曽毘良と有も
脊に在る腹の義なり和名抄に腹和名波良所以容裹五藏
之者也又脊和名世奈加背也と有り此にハ曽毘良とハ無
れども御紀に背を然訓せたるりしハ古言なり記傳
七七丁三十に曽毘良ハ背平なりと云るハ腹と同じ義に

説れたる信に然る言なり名義抄に背字を宇志呂とも曽年久とも世奈加とも世とも様々に訓る中に鎮火祭詞に妹背と有を始として万葉にも多し其一巻に背齒告目なと有如くなるを又曽と訓む事常なり其下に背友之大御門尓二に背友乃国之真木立不破山越而三に背向六に背上るなど是なり然れば正しくは背腹と云べきを曽毘良と轉し云事灼き者なり○尻を釋紀訓に加久禮と訓て天孫降臨章第一書に口尻明耀と有をも然訓て尻字御讀不可讀之と有が如く天皇尊の大御前にて讀奉るには志理と云事を憚奉りて加久禮と言を換て申せるなり今も婦人の陰門を隠處と云る類の言禁数知ず多在る是なり又陰門を情處と云も其名を顕には云事を憚て其名を避る由にて名避處の義なり屎ある所は家の中にても尤穢き所なるを以て公

にては御清所と唱させ給ふめるを下方にてや川屋と云も皆其反語を用ひたるなり如此く神の御上をすらに尻を憚りて加久禮と申す故實なるは然る物にて朝廷にては大祀の御時神宮にては一平生に忌詞の御定有て被用る事實に清々しき大御風儀になむ

内閣文庫
図書局文庫

右安政三年正月十九日始之二月八日終之

国立公文書館
National Archives of Japan